

# 悪質商法に関する情報提供

送信日	平成29年8月29日(火)
送信先	宮崎市悪質商法被害防止ネットワーク会議構成団体 各位
発信者	宮崎市地域振興部生活安全課消費生活センター 〒880-8505 宮崎市橋通西1-1-1(市役所第2庁舎3階) TEL:0985(21)1755 FAX:0985(24)8117

## コンビニでの決裁サービスを用いた架空請求詐欺が発生！！

8月28日付け宮崎県メールサービスで、架空請求に関する情報提供がありましたのでお知らせします。

宮崎県【防犯】のお知らせです。

- ◆既に新聞等で報道されているとおり、コンビニエンスストア店頭において決済サービス(払込票番号)を使用した架空請求詐欺事件が発生し、現金410万円の被害が出ました。
- ◆今回の手口は、被害者方に「総合消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」などと記載されたハガキが郵送され、ハガキに記載された電話番号に連絡をとったところ、弁護士を名乗る者や債権者を名乗る者から「示談金」「供託金」の名目で現金を要求されたものです。それと同時に、被害者に犯人は、払込票番号(13桁の数字)を教え、コンビニエンスストアで店員に払込票番号を伝えて現金を支払うよう指示され、だまし取られたというものです。
- ◆毎日のように多くの県民の方へ同様のハガキが郵送されています。
- ◆「訴訟」「最終通告」などと書かれた電話番号に連絡するまえに、警察へ相談してください。

【宮崎県警察本部】

警察相談電話(#9110)

宮崎市消費生活センターにも、同様のハガキに関する相談の他に、スマートフォンやパソコンに大手通販サイトをかたり、「有料サイトの未納料金がある」などと身に覚えのない請求メールが届いたという相談も多く寄せられています。

架空請求メールが届いた場合、ほとんどの場合、請求者はメールアドレスや電話番号しか知りません。そのため、慌てて相手に電話をかけると、言葉巧みに他の個人情報を聞きだされたりして、請求がエスカレートすることもあるので、十分注意することが必要です。

不安や不審に思った場合、周囲の方からご相談があった場合は・・・

宮崎市消費生活センター 電話 0985(21)1755(相談専用番号)

消費生活センターに相談してよいかどうか不明な場合でも、お気軽にご相談ください。